

令和6年度第1回共通機能等課題検討会

2024/6

地方業務システム基盤チーム

目次

1. 課題の対応方針
2. 共通機能等課題検討会の役割
3. 最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有
4. 今後の進め方
5. その他の連絡事項

令和7年度末までの標準化移行達成に向けて

PMOツールやアンケートにより頂いた事業者意見から、標準化移行について様々な課題が顕在化していることを認識しています。令和7年度末までの標準化移行を達成するためには、効率的にスピード感をもって課題に対応をしていく必要があります。本日は当面の対応方針を提示します。



課題の対応方針

将来的な課題として、標準仕様書等の詳細化を図ることの必要性は認識していますが、令和7年度末までの標準化移行を達成するためには、速やかに取組を進めつつ、発生した課題に対して柔軟に対応する必要があることから、「データ連携に関する課題は事業者間協議にて解決を行う」こととします。なお、標準仕様書等の詳細化については事業者間協議の進展と令和7年度末の標準化移行の状況を踏まえて、令和8年度以降に見直しを図る予定です。

メリット

デメリット

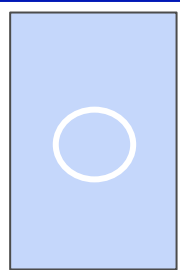
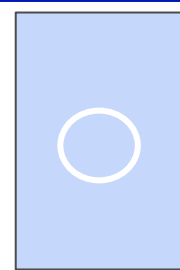
対応時間

柔軟性

事業者間協議

- デジタル庁からの方針等の提示を待つ必要がなく、手戻りが発生しない
- 業務特性に応じ柔軟な解決が可能である

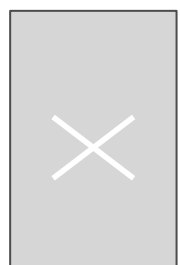
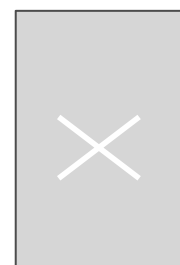
- 事業者間での協議が必要であり、コミュニケーションコストが高い



デジタル庁による方針提示

- 事業者間での協議が必要となるケースが比較的少なく、相互運用性を高めることができる

- デジタル庁の示した方針に対応できていない事業者において開発や作業の手戻りが発生する
- 各社の実装に沿った柔軟な対応が制限される



1.課題の対応方針

事業者間協議により解決を図る背景

データ連携に関する課題の解決においては、デジタル庁から詳細な仕様等を提示することが事業者間の相互運用性を高めるうえで重要であることは認識しています。

一方で、既に開発に着手済みの事業者もあることから、前述のとおりデジタル庁が詳細な仕様等を示すことについて、開発への影響や手戻りを懸念する意見を複数の事業者からいただきました。

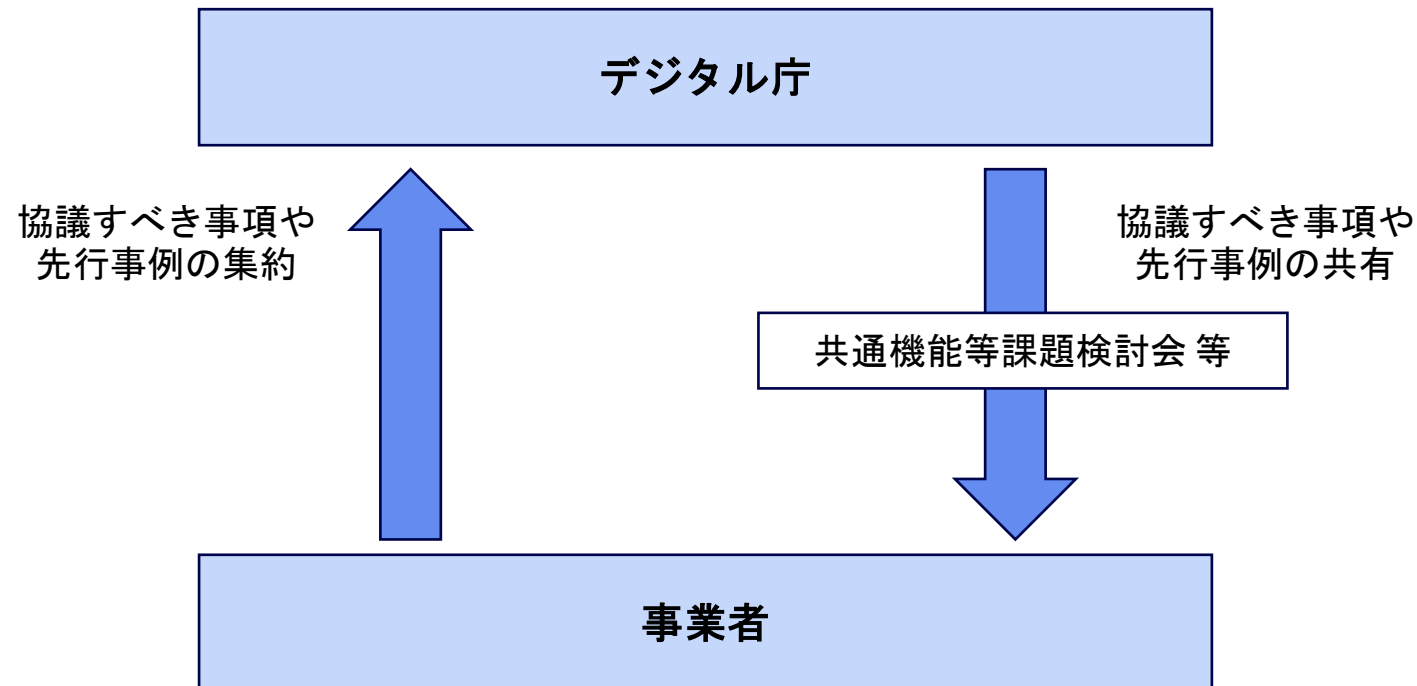
以上のことに鑑みて、令和7年度末までの安全なシステム移行の観点から、事業者の保有する経験や知見を活かし、事業者間協議により調整を進める従来の進め方が最適であると判断しました。

開発への影響や手戻りを懸念する事業者の意見(一部抜粋)

- 履歴番号のカウントアップの仕方については記載がないため、ベンダーの裁量で決められるものと解して実装を進めています。従って、これからその前提条件が変わるようなことがあればシステム開発に大きく影響を受けるため、却って統一化しないほうが有難いと考えます。
- 履歴番号は主キーであるため設定方法が変わると開発にも影響が生じます。各業務の事情に合わせて解釈するに留めた方が良いと考えます。
- 履歴番号はデータ作成順に付番されるものと考えているため、「履歴番号はデータ作成日時の昇順に振る」と最低限ルール化していただきたいです。ただし、現在開発を進めている中で、履歴番号の設定方法をそれ以上明確化すれば大幅な手戻りが発生する可能性があるため、最低限の記載を希望します。
- 履歴番号は主キーであるため設定方法が変わると開発にも影響が生じます。各業務の事情に合わせて解釈するに留めた方が良いと考えます。
- 最新フラグと履歴番号についてはリファレンスではなく、標準仕様書として明確に規定すべきであることは間違いない。現状のままでは適合性確認ツールではデータ様式としての正しさしか確認することが出来ず、ベンダ間の実装の差異等については確認するすべがなく、異なるベンダ間でデータ連携を行う際に間違いなくトラブルが発生すると確信している。しかし、適合基準日である2026年までは2年を切っており、これから対応方針の再検討や方針転換を行うことについては必要性は十分理解したうえで、開発ベンダとしては容易に受け入れがたいことでありプロジェクトとしてかなり致命的な状態であると言わざるを得ない。

共通機能等課題検討会の役割

デジタル庁は事業者間協議の支援を目的に協議事項や事業者間協議の先行事例の集約と共有を行います。共通機能等課題検討会は事業者間で協議すべき事項や事業者間協議の先行事例の共有を行う場として活用します。また、令和8年度以降の標準仕様書等の改定にむけて、協議事項を将来的な課題として詳細化していくことの必要性を認識しており、そこに向けて、共有・検討する場としても活用したいと考えています。



3.最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有

最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有

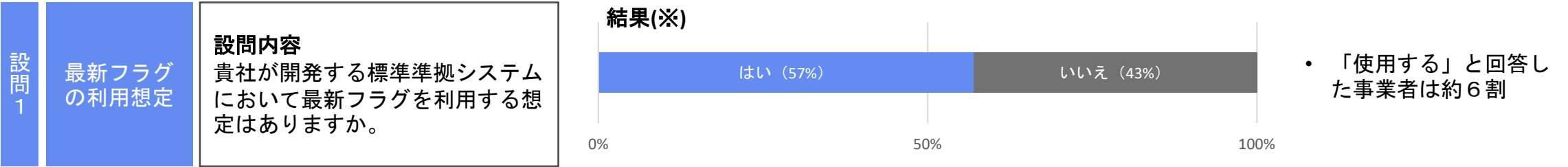
令和6年3月に「最新フラグと履歴番号の設定方法に係るアンケート」を実施し、最新フラグおよび履歴番号に関する多くの意見を頂きました。当初、令和6年9月までに設定方法をリファレンスにて提示することを検討していましたが、各事業者が様々な考えに基づき設定方法を検討する中、統一的な指針を示すことにより、指針発出までの期間が開発の制約なり得ること、また既に開発に着手する事業者に影響を及ぼすことから、最新フラグおよび履歴番号に関する課題についても事業者間協議にて対応いただくこととします。アンケートから導出された事業者間協議ですり合わせすべき事項及び事業者からの意見を事業者間協議の参考としてください。

アンケート概要

項番	設問1	設問2	設問3	設問4
1	貴社が開発する標準準拠システムにおいて最新フラグを利用する想定はありますか。	利用をする場合のシステムやユースケースを教えてください。	-	-
2	共通機能標準仕様書に関するリファレンスにおける、履歴番号が最大のデータに対して最新フラグを設定する方法について見直す必要はありますか。	その理由を教えてください。	-	-
3	共通機能標準仕様書に関するリファレンスにおける、最新フラグを設定することで直前の履歴データも連携に含める方法について見直す必要はありますか。	その理由を教えてください。	-	-
4	標準準拠システムの機能別連携仕様において、最新フラグを連携するデータ項目としていることについて、見直す必要がありますか。	その理由を教えてください。	-	-
5	履歴番号の設定方法について、標準仕様書やリファレンス等で定義を明確化する必要がありますか。	その理由を教えてください。	-	-
6	業務特性により履歴番号が最大のデータに対して最新フラグを設定する運用がそぐわない具体例	遡及しての更新等により、履歴番号が最大のデータが運用すべき最新データとならない具体例	履歴番号のカウントアップの仕方が不明であり、最新フラグの設定においても一意にならない具体例	その他の事例

3.最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有

アンケート結果（項番1）



「はい」と答えた事業者の意見(抜粋)

- 最新データを参照する際に使用する。
- 履歴を有する連携データの参照に使用する。
- 検索時や統計処理時など、最新データのみ取扱う場合を想定している。

「いいえ」と答えた事業者の意見(抜粋)

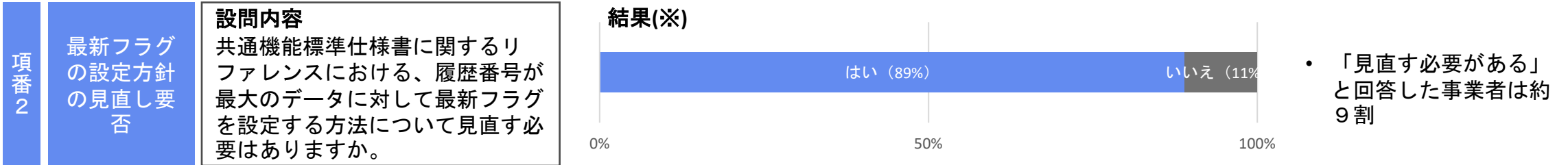
- 現時点、最新フラグの定義が明確でないため、利用しないことを考えている。
- 他業務のデータ連携時に最新データを判断するために利用したかったが業務特性やデータ構成等により多様な運用が見込まれるため、最新フラグ=1のデータが運用すべき最新データとは限らないという課題があったため利用を断念した。

事業者間協議ですり合わせすべき事項

- 業務特性を踏まえた最新フラグの設定方法を明確化する必要がある

3.最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有

アンケート結果（項番2）



「はい」と答えた事業者の意見(抜粋)

- 履歴番号は単なる登録順でしかないので、業務上の最新には当たらない場合がある。
- 遡及しての更新等により、履歴番号が最大のデータが運用すべき最新データとならないことが想定されるので、「運用すべき最新データ」としてデータグループごとに明確にする必要がある。

「いいえ」と答えた事業者の意見(抜粋)

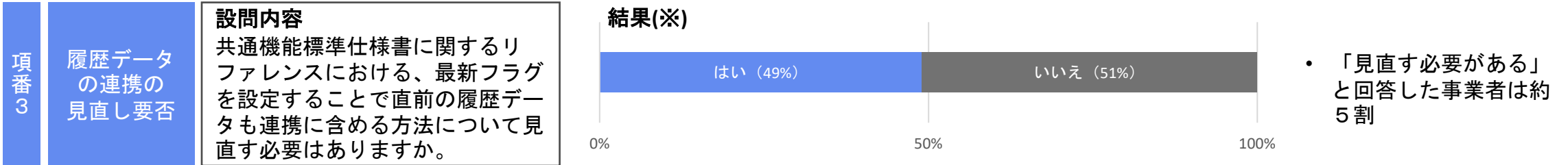
- 他社システムにデータを出力する際にも取込する際にも、既に現在のリファレンスの仕様で最新フラグを設定する想定で開発しているため。
- 履歴連番があれば最新フラグがなくても最新・履歴を判断できるため。

事業者間協議ですり合わせすべき事項

- 業務特性を踏まえた最新フラグの設定方法を明確化する必要がある（項番1と重複）

3.最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有

アンケート結果（項番3）



「はい」と答えた事業者の意見(抜粋)

- 直前のデータを対象とする仕組み（仕様）を明確化する必要がある。
- 連携データを作成する度に、最新直前の履歴データがどれか、一々判断が必要になる。

「いいえ」と答えた事業者の意見(抜粋)

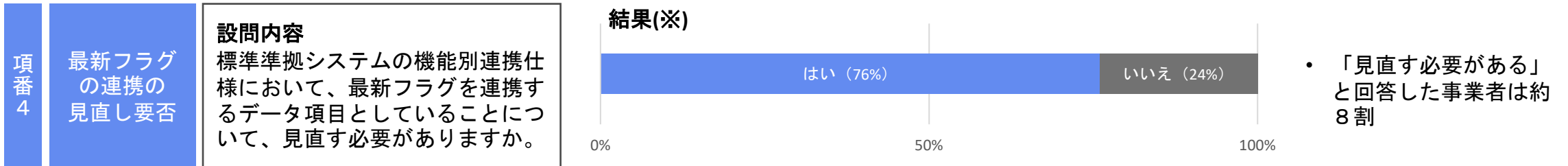
- 最新データだけでなく、直近の履歴データも連携が必要と考える。
- 現在、2024年2月14日の共通機能標準仕様書に関するリファレンスから仕様検討している。

事業者間協議ですり合わせすべき事項

- 履歴データの連携の範囲について明確にする必要がある。

3.最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有

アンケート結果（項番4）



「はい」と答えた事業者の意見(抜粋)

- 履歴番号は単なる登録順でしかないので、業務上の最新には当たらない場合がある。
- 遡及しての更新等により、履歴番号が最大のデータが運用すべき最新データとならないことが想定されるので、「運用すべき最新データ」としてデータグループごとに明確にする必要がある。

「いいえ」と答えた事業者の意見(抜粋)

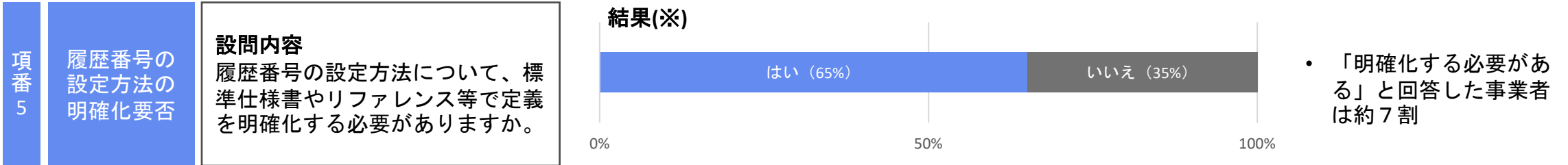
- 最新かどうかは参照側の用途に応じて判断が変わる可能性があるため最新フラグの連携は不要である。
- 最新フラグを設ける場合はどの単位で最新と判断したものに対して最新フラグを設定するのかを基本データリストのグループ情報ごとに定義すべきである。

事業者間協議ですり合わせすべき事項

- 業務特性を踏まえた最新フラグの設定方法を明確化する必要がある（項番1と重複）

3.最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有

アンケート結果（項番5）



「はい」と答えた事業者の意見(抜粋)

- ベンダーごとで解釈が異なると正しい連携が行えず、結果正しい事務が行われない可能性があるため、履歴番号の設定方法等データ作成仕様をリファレンス等で定義し明確化する必要があると考えている。
- データ連携、リプレイスでベンダごとに調整（システム修正）が生じるため、明確化すべき。

「いいえ」と答えた事業者の意見(抜粋)

- 履歴番号のカウントアップの仕方については記載がないため、ベンダーの裁量で決められるものと解して実装を進めている。従って、これからその前提条件が変わるようなことがあればシステム開発に大きく影響を受けるため、却って統一化しないほうが有難いと考える。

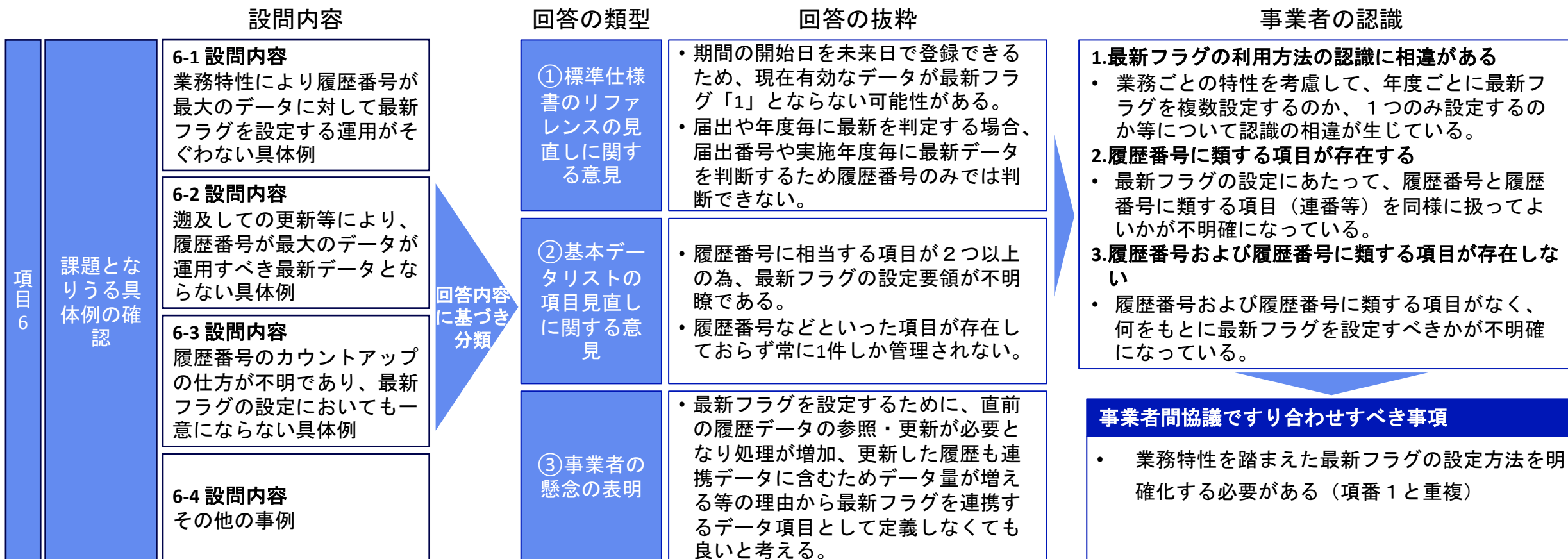
事業者間協議ですり合わせすべき事項

- 履歴番号の積み上げ方の明確化する必要性がある。

3.最新フラグ及び履歴番号に関する課題感・事業者意見の共有

アンケート結果（項番6）

設問6（自由記述）の回答内容から①～③に分類しました。①、②に係る回答内容から、事業者間において最新フラグの利用方法の認識の相違があること、最新フラグの設定方法が不明確なグループがあることを確認しています。



最新フラグの設定方法に関する事業者意見（課題①） 1 / 2

「「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するリファレンス」で提示した最新フラグの設定方法では業務上不都合のあるケースが存在します。連携時の事故を防ぐため、データ連携元・連携先のシステム間で、どのような考え方で最新フラグを設定するかを明確にする必要があります。連携にあたっては、各事業者から寄せられた最新フラグに対する考え方を参考に、どのような考えに基づき最新フラグを設定するのか、事業者間協議にて明確にしてください。なお、本資料で提示している以外の事業者意見については別紙「【意見集約】最新フラグと履歴番号の設定方法に係るアンケートの結果」をご確認ください。

最新フラグを複数設定する必要があると考えている事業者の意見

- 口座情報の場合は事業毎であったり、賦課基本情報の場合は年度毎に最新を管理する必要があるため年度毎、事業毎に最新フラグを設定する場合はリファレンスや基本データリストの項目定義で明確化する必要があると考えています。
- 課税年度などがキーになっているものは、年度毎に最新フラグを設定される想定をしています。対象年度の最新データを受診券に反映するためです。

履歴番号が存在しないグループに対する事業者の意見

- 履歴番号が存在しないグループにも最新フラグが存在するが、全て「1：最新である」と設定するのか、有効期間等の項目を判断したうえで最新フラグを設定するのか不明。

最新フラグの設定方法に関する事業者意見（課題①） 2/2

未来日の登録が生じるグループに対する事業者の意見

- システム：障害者福祉
グループ名：004_住民基本台帳_抑止設定管理、007_本人通知制度情報、009_支援措置対象者情報、010_支援措置申出書情報（当初受付）、011_支援措置申出書情報（転送受付）
システム：生活保護
グループ名：税共通送付先情報
上記の両システムともに、期間の開始日を未来日で登録できるため、現在有効なデータが最新フラグ「1」とならない可能性がある。

遡及したデータ登録が発生するグループに対する事業者の意見

- 遡及しての更新等により、履歴番号が最大のデータが運用すべき最新データとならないことが想定されるので、「運用すべき最新データ」としてデータグループ毎に明確にする必要があると考えます。
- 入力順4は、遡及しての更新がかかると新しい履歴番号を付番するが、当該データの最新は、決定日20240601のため、当該データが最新となる。当該解釈で認識相違ないでしょうか。

入力順	決定年月日	最新フラグ	履歴番号
1	20240401	0	1
2	20240501	0	2
3	20240601	1	3
4	20240420	0	4

履歴番号の設定方法に関する事業者意見（課題②）

基本データリストで提示した履歴番号の設定方法では業務上不都合のあるケースが存在します。連携時の事故を防ぐため、データ連携元・連携先のシステム間で、どのような考え方で履歴番号を設定するかを明確にする必要があります。連携にあたっては、各事業者から寄せられた履歴番号に対する考え方を参考に、どのような考えに基づき履歴番号を設定するのか、事業者間協議にて明確にしてください。なお、本資料で提示している以外の事業者意見については別紙「【意見集約】最新フラグと履歴番号の設定方法に係るアンケートの結果」をご確認ください。

履歴番号には多様な設定方法があるという事業者の意見

- 単純な更新順なのかデータの時系列を示すものなのか、一度連携された履歴番号は不変なのか等、提供側、利用する側で異なる解釈であると正しいデータ連携を行うことができない。
- グループによって履歴番号に位置付けが異なります。例えば、「01800004：申請履歴番号」は申請情報を編集した履歴を管理するログ管理のような役割を持っています。対して、「01800305：支給履歴番号」は下位に「01801647：支給履歴番号_枝番」が存在しており、「01801647：支給履歴番号_枝番」の用途として”転校前後での支給対象者の支給費を管理するための枝番号”と定義されていることから、業務上必要なデータを全て管理する役割を持っており、そのレコード1件の修正内容について保持するログ管理のようなものではありません。「履歴番号が最大」とするのではなく、各グループに対してどのように最新を判定するか決める必要があると思います

データの作成順に履歴番号を設定する想定の実業者の意見

- 弊社システムではデータ作成日時の昇順に履歴番号を振っている。

履歴データの連携に関する事業者意見（課題③）

「「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するリファレンス」で提示した履歴データの連携範囲では業務上不都合のあるケースが存在します。連携時の事故を防ぐため、データ連携元・連携先のシステム間で、どのような考え方で履歴データの連携範囲を決定するかを明確にする必要があります。連携にあたっては、各事業者から寄せられた履歴データの連携範囲に対する考え方を参考に、どのような考えに基づき履歴データの連携範囲を決定するのか、事業者間協議にて明確にしてください。なお、本資料で提示している以外の事業者意見については別紙「【意見集約】最新フラグと履歴番号の設定方法に係るアンケートの結果」をご確認ください。

業務ごとに連携する範囲が異なると考える事業者の意見

- 住基や課税情報は、最新の情報のみでよいですが、申請書のデータについては、すべての情報が必要になるなど、業務によって異なるためです。

前回連携から複数のデータが追加された後の連携を考慮した事業者の意見

- 最新フラグが「True」から「False」に変わった履歴の連携は必要と考える。最新フラグの設定は提供元ベンダの仕様のため、提供先ベンダでは最新フラグを変更することができない。最新フラグが「True」から「False」に変わった履歴が連携されない場合、提供元ベンダでは最新ではないデータが、提供先ベンダでは最新のデータとして扱われ続ける問題が発生する。

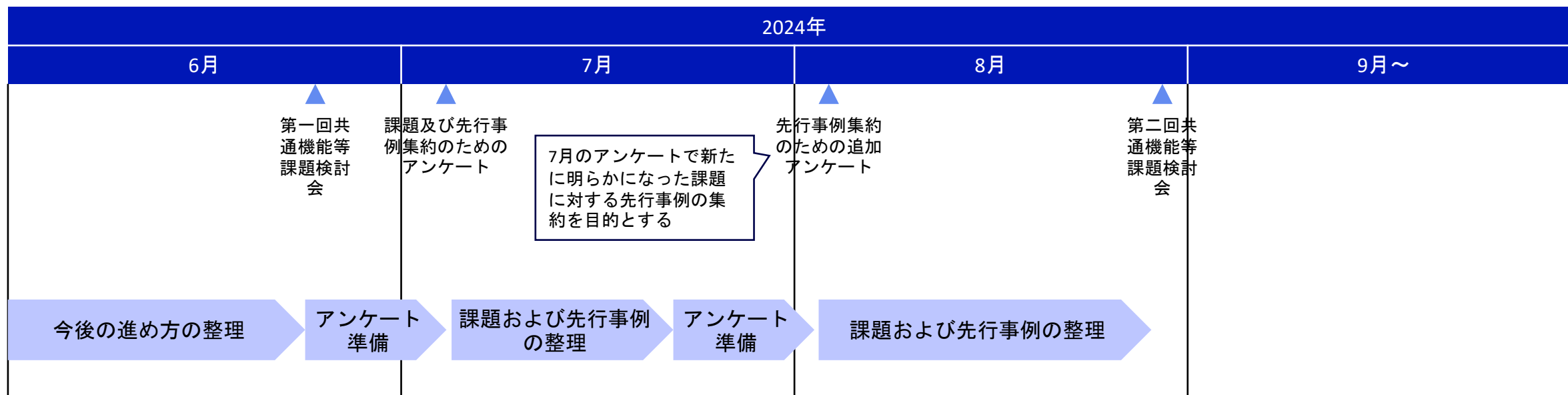
定期的な全件連携を希望する事業者の意見

- 履歴番号、最新フラグの定義をしておりますが、ベンダーにより解釈の差が生まれる可能性があります。そのため、現在差分連携を推奨としていただいておりますが、データのメンテナンスも考えて、定期的な全件連携によるデータメンテナンスについても、推奨の運用に含めるように希望します。

4.今後の進め方

今後の進め方

7月に課題及び先行事例を集約するためのアンケートもしくはヒアリングを予定しています。次回の共通機能等課題検討会は8月末に予定していますが、事業者間協議は次回の共通機能等課題検討会を待たずに開始してください。9月以降は8月までの運営方法を踏襲することを想定していますが、具体的なスケジュールは今後検討の予定です。



資料及び議事概要の公開について

- 検討会会議資料や議事概要については、原則公開を予定しております。ただし、検討資料の内容などでHP上で全体に公開することが適切でないと考えられるものについては、デジタル庁の判断により公開を差し控える場合がございます。
- 公開用の構成員名簿に社名を記載してよいかにつきましては、本検討会後に各社様にアンケートを取らせていただきます。

デジタル庁
Digital Agency